

助成団体等から寄附金（助成金）
を受け取ったら、大学への寄附手
続きをしましよう！

～貴方は知らないうちにミスを犯していませんか？～



◆職員（大学に勤務する全ての職員）が助成団体等から次の寄附金（助成金）を直接受け入れた場合、大学はその寄附金（助成金）を機関として経理する必要がありますので、必ず担当部署に届け出てください。寄附が必要なものか判断しかねる場合は、担当部署へご相談ください。

- ・職務上の教育研究活動等を奨励するもの
- ・個人の資格で行う研究活動等を本学の施設又は設備を使用して行うもの

寄附金の個人経理は規程違反行為です。規程違反は
「不当事項」「評価の格下げ」など大学の運営に影響を
与え、広く社会的信頼を失います。絶対に行わないこと！